



守ろうよ
未来を見つめる
小さなひこみ

—子どもを虐待から守るために—

11月は児童虐待防止推進月間

子どもへの虐待は、家庭内の不和、経済的な問題、親子の関係、社会からの孤立など、さまざまな要因が重なり合っ
て生じるもので、特別な家庭だけでなく、どの家庭にも起
こりうる問題です。11月は児童虐待防止推進月間です。
この機会に、子どもの虐待防止について考えてみましょう。

■地域みんなで子どもを守る

児童虐待（未成年に対する虐待）は、子どもの心に大きな傷を一生残すこととなります。虐待を受けた子どもは、心の傷が原因で、社会性や心の成育に障害を抱えたまま大人になる場合もあります。

児童虐待は、絶対にあつてはならないものです。児童虐待を防止するためには、まず、地域みんなで子どもを温かく見守り、虐待から守ることが必要です。同時に、虐待をしてしまつ親の支援をすることも必要です。

■児童虐待4つのタイプ

身体的虐待：殴る・蹴る・投げ落

児童相談所全国共通ダイヤル

0570 064 000

10月1日から児童虐待防止や子育て支援を推進することを目的に始めました。

この電話番号にかけると、発信者の電話番号から判断して管轄の児童相談所に転送されます。

平成20年度 市の児童虐待の状況

こども虐待防止 オレンジリボン運動



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています

虐待の対象と内容 ()内は19年度 単位:人

	乳幼児	小学生	中学生	合計
身体的虐待	7(5)	5(4)	2(0)	14(9)
心理的虐待(疑)	2(3)	6(4)	3(1)	11(8)
性的虐待	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
ネグレクト	11(3)	6(5)	2(2)	19(10)
合計	20(11)	17(13)	7(3)	44(27)

相談・連絡(通告)経路の内訳 ()内は19年度 単位:人

	家族	近隣など	児童委員	保育所・幼稚園	学校	その他	合計
連絡(通告)	1(1)	12(2)	1(1)	1(0)	5(4)	0(2)	20(10)
相談	14(2)	1(2)	0(0)	2(1)	0(3)	7(9)	24(17)
合計	15(3)	13(4)	1(1)	3(1)	5(7)	7(11)	44(27)

児童虐待は、さまざまな問題が重なり合って生じることから、一つ

要保護児童対策地域協議会の取り組み

市では引き続き、地域や関係団体と協力し、児童虐待の把握に努めるとともに、児童虐待防止に向けた活動に取り組んでいきます。

上の表のとおり、平成20年度の家
庭児童相談約1千700件のうち、児童虐待に関わる相談・通告の
人数は、前年度より17人増の44人
となっております。家族からの相談
や近隣からの通告が、前年度より
も大幅に増加しています。また、虐
待の対象と内容は、乳幼児のネグ
レクトが11人と最も多く、全体の
およそ半数となっております。

20年度の市の児童虐待状況

とす・火傷を負わせるなど、傷あと
が残るような苦痛を身体に与える
心理的虐待：傷つくような暴言
を浴びせたり、兄弟間での差別的
な扱い、子どもに対して拒否的な
態度をとる。また、暴力を見せる
性的虐待：性的な行為を強要し
たり、させたりする。あるいは見せ
る
ネグレクト(養育怠慢)：衣食住
の世話をしない、自動車の中に放
置する、子どもを長時間放置して
外出してしまつたなど

子どもは自らの状況を判断し、

助けての小さなサインを見逃さないで

地域では、子どもを心身ともに健
やかな人物に育てることは、地域
の大きな役割の一つです。皆さん
のやさしく見守る目と、ちょっと
した温かな一言が大切です

家庭では、子どもの世話を母親任
せにしていますか。育児はスト
レスがたまりやすいものです。日
ごろから夫婦で協力し合い、困っ
たことがあったら、いつでも気軽
に相談できる環境を作っておきま
しょう

予防は、家庭での育児協 力と地域の子育て支援で

このため、市では、児童に係る
機関が連携協力しながら虐待
問題に対応するため、「狭山市要保
護児童対策地域協議会」を設置し、
「虐待を受ける子どもを作らない・
見逃さない」ことを目標に、子ども
の適切な保護を行うために必要な
情報交換や援助内容の協議、啓発
予防などに取り組んでいます。
構成機関：児童相談所、市役所
学校、幼稚園、保育所(園)、民生
委員・児童委員、警察、医師会、人
権擁護委員など

連絡先	子育て支援課内線
所沢児童相談所	1537
2992	4152
狭山警察署	0110
2953	

虐待が疑われる子どもを発見し
たときは、市や児童相談所などに
相談するように勧めるか、直接こ
連絡ください。虐待かどうかは、児
童相談所が判断しますので、仮に、
虐待の事実がなかったとしても、
連絡した方の責任が問われること
はありません。また、誰から相談や
連絡があったかなどの秘密は固く
守られ、一切公開されません。
【連絡の多いケース】
子どもの泣き叫ぶ声、大人のど
なり声が長時間続いている
人為的なあざ、傷がある
いつも子どもだけで放置されて
いる
食事を与えられていないようす
がある

ためらわずにご相談・ご 連絡を

訴えるということがうまくできま
せん。親からの虐待を自分が悪い
と思ひ込んでしまつたのです。
子どもの虐待を周囲が察知し認
めることは、親を責めることでも
密告することでもありません。